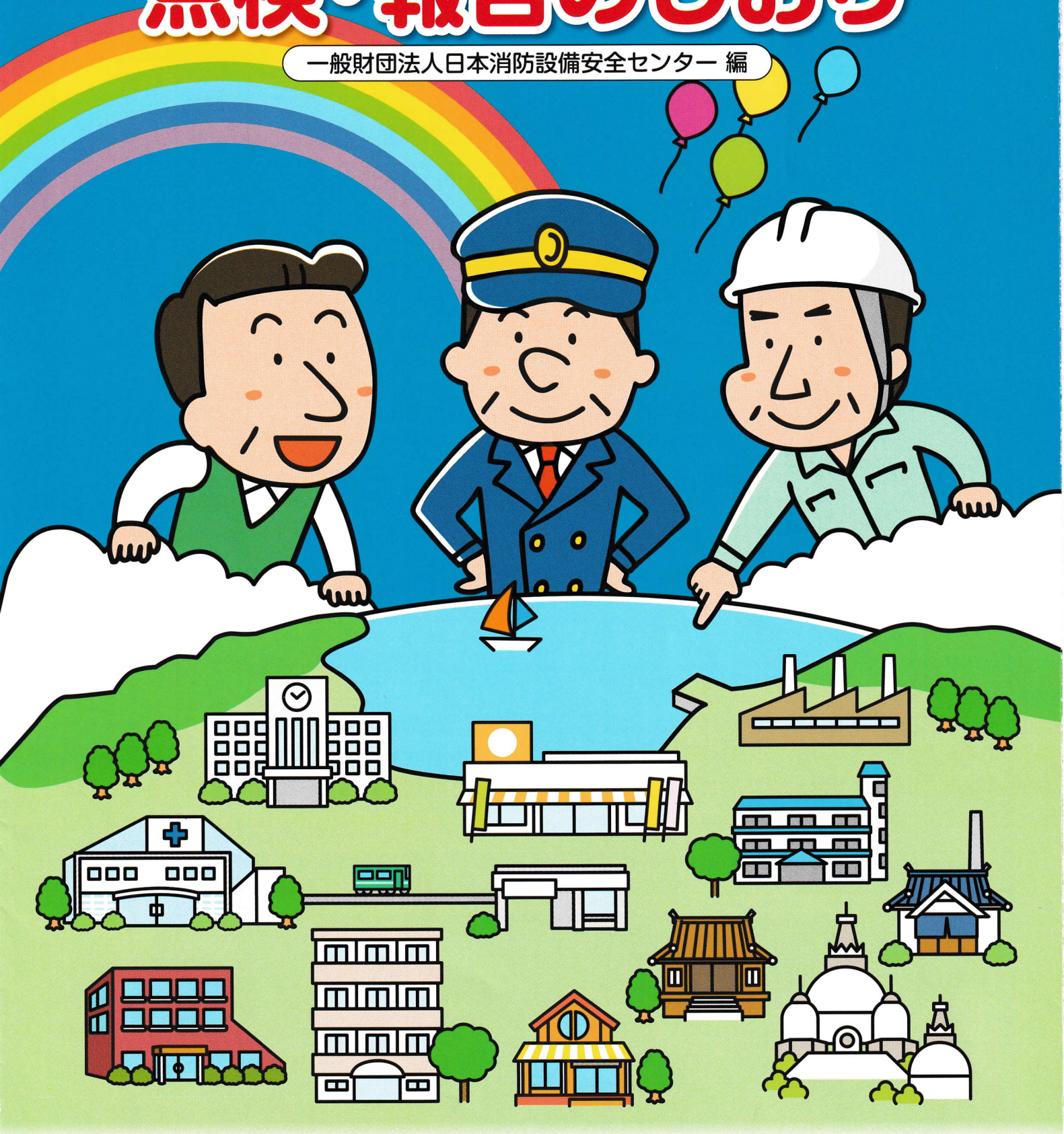


消防用設備等・特殊消防用設備等 点検・報告のしおり

一般財団法人日本消防設備安全センター 編



消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・報告は防火対象物関係者の義務です。

定期点検報告制度(消防法第17条の3の3)

消防用設備等及び特殊消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。このため、消防法では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者に対し、その設置した消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関へ報告することを義務づけています。

点検実施者

消防用設備等又は特殊消防用設備等を点検するためには専門的な知識・技能を必要とします。このため、防火対象物の規模・用途や構造により人命危険度の高い防火対象物にあっては、**有資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)**に点検を行わせることとされています。

有資格者に点検を行わせなければならない防火対象物は、次のとおりです(消防法施行令第36条第2項)。

- ①延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ②延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ③特定用途に供される部分が避難階以外の階(この場合、1階及び2階を除くもの)にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ(屋外に設けられた場合又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1つ)以上設けられていないもの

上記以外の防火対象物は、防火管理者等でも点検することができますが、専門的な知識・技能を有する有資格者に点検させることが望まれます。

点検の内容と点検の期間(平成16年消防庁告示第9号)

点検は、6月ごとに行う機器点検と、1年ごとに行う総合点検とに分けて行います。

なお、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画によります。

点検結果の報告(消防法施行規則第31条の6第3項)

点検の結果は、所定の様式に記入し、特定防火対象物にあっては1年に1回、その他の防火対象物にあっては3年に1回消防機関へ報告しなければなりません。

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者(所有者・占有者・管理者など)

罰則(消防法第44条第11号・第45条第3号)

点検結果の報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられるとともに、その法人に対して罰金刑が科せられます。

点検済表示制度(平成8年消防予第61号)

消防法に基づく消防用設備等の適正な点検の実施を推進するために、点検実施者の責任を明確にし、防火対象物関係者等による点検制度の確実な履行を促進することなどを目的とした消防用設備等点検済表示制度が、平成3年5月から全国統一的に実施されております。

この制度は、都道府県消防設備協会が、適正な点検を行う意思及び能力があるとして登録(登録申請→審査→承認)した点検事業者等に対してラベルを交付し、点検事業者等は、点検を適正に行った証として消防用設備等にこのラベルを貼付するものです。

平成8年4月からは、ラベルが貼付されている場合には、点検結果報告書の添付書類の省略や消防機関による立入検査時の確認事務の簡素化などが図られております。

点検・報告期間の特例(消防法施行規則第31条の6第4項)

新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、消防法令に定める期間ごとに消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとへの延長が認められています。

点検・整備は確実に!!

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者(所有者・占有者・管理者など)

点検をする人

消防設備士・消防設備点検資格者など

報告を受ける人

消防長又は消防署長



罰則

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告をしない者又は虚偽の報告をした者

○30万円以下の罰金又は拘留(消防法第44条第11号)

○上記の場合、その法人に対しても上記に定める罰金刑が科せられます(消防法第45条第3号=両罰規定)。

消防用設備等の点検時には、必ず立ち会って適切な点検が実施されているかを確認しましょう!

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物（消防法施行令別表第1）			点検結果報告の期間			
			消防用設備等	特殊消防用設備等		
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1年に1回			
	ロ	公会堂又は集会場				
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの				
	ロ	遊技場又はダンスホール				
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの				
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの				
	ロ	飲食店				
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場				
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの			3年に1回	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅				
イ		(1)次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i)診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）(2)(1)において同じ。）を有すること。 (ii)医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。			1年に1回	設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごと
		(2)次のいずれにも該当する診療所 (i)診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii)4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。				
		(3)病院(1)に掲げるものを除く。、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。又は入所施設を有する助産所				
		(4)患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所				
ロ		(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの				
		(2)救護施設				
		(3)乳児院				
		(4)障害児入所施設				
		(5)障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）				
ハ		(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの				
		(2)更生施設				
		(3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの				
		(4)児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）				
		(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）				
ニ		幼稚園又は特別支援学校				
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	3年に1回			
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの				
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	1年に1回			
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場				
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）				
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの				
(12)	イ	工場又は作業場	3年に1回			
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場				
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
(14)		倉庫				
(15)		前各項に該当しない事業場				
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		1年に1回		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		3年に1回		
(16)2)		地下街				
(16)3)		建築物の地階（(16)2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）		1年に1回		
(17)		文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	3年に1回			
(18)		延長50メートル以上のアーケード	3年に1回			

は特定防火対象物

根拠法令：消防法施行規則第31条の6第3項

点検から報告まで

種別と期間

■消防用設備等 (平成16年消防庁告示第9号)

●機器点検(6月ごと)

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認することです。

- (1)消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2)消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3)消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

●総合点検(1年ごと)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に基づき確認することです。

■特殊消防用設備等 (設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと)

- 設備等設置維持計画に定める点検の基準に基づき確認することです。

整備

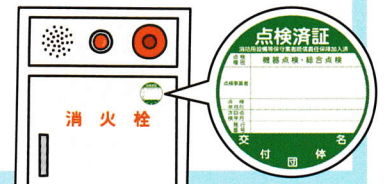
不良箇所

整備

- 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備(軽微な整備は除く。)は、消防設備士でなければできません(消防法施行令第36条の2)。

点検済票※ (ラベル)の貼付

- 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票(ラベル)を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- 点検済票(ラベル)は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者に交付されます。



※点検済表示制度を活用している場合に限りです。

点検結果 報告書の作成

- 点検した結果は、点検結果報告書、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します(点検結果総括表は、消防長又は消防署長が認めた場合作成します。)

- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています(昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号)。

報告の期間

■消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第3項)

- 特定防火対象物=1年に1回(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)
- 非特定防火対象物=3年に1回(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

■特殊消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第2項)

- 設備等設置維持計画に定める期間ごと

報告先

- 防火対象物の関係者が、消防長又は消防署長(消防本部のない市町村は市町村長)へ直接、郵送又は電子メール等により報告

